

佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市積立基金条例（平成17年佐久市条例第56号）の規定により設置した佐久市大工原朝代記念基金の目的を達成するため、要支援児童等を監護し、又は養育している者（以下「監護者等」という。）に対し、当該要支援児童等の就学等支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「要支援児童等」とは、次条第3項に規定する基準日において原則として18歳未満の児童又は18歳以上21歳未満の者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 父又は母が死亡している者
- (2) 父又は母の生死が明らかでない者
- (3) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている者
- (4) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (5) 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童養護施設をいう。以下同じ。）に入所している児童であって、当該児童養護施設へ入所する前に市内に住所を有していたもの（児童相談所長の判断により一時的に入所している児童を除く。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者

(支援金の給付)

第3条 支援金の給付は、次に掲げる場合に該当するときに行う。

- (1) 小学校又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）に入学したとき。
- (2) 中学校、中等教育学校又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に入学したとき。
- (3) 高等学校、特別支援学校高等部又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に入学したとき。
- (4) 高等学校等又は中等教育学校を卒業したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当と認めるとき。

2 支援金の給付の回数は、要支援児童等1人につき前項各号に掲げる場合

ごとに1回に限る。

3 支援金の給付の基準となる日（以下「基準日」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第1項第1号から第3号までに掲げる場合 小学校等、中学校等又は高等学校等に入学した日の属する年度の4月1日
- (2) 第1項第4号に掲げる場合 高等学校等又は中等教育学校を卒業した日の属する年度の3月31日
- (3) 第1項第5号に掲げる場合 教育委員会が適当と認める日
(受給者の要件)

第4条 支援金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日において1年以上継続して市内に居住する監護者等であって、市税の滞納がなく、かつ、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当を受給しているもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者を除く。）
- (2) 第2条第5号に掲げる児童が入所している児童養護施設の長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
(給付額)

第5条 支援金の給付額は、次に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校等に入学するとき 1人につき50,000円
- (2) 中学校等に入学するとき 1人につき50,000円
- (3) 高等学校等に入学するとき 1人につき100,000円
- (4) 高等学校等又は中等教育学校を卒業するとき 1人につき200,000円
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が認めるとき 前各号を基準として教育委員会が別に定める額

2 教育委員会は、要支援児童等が中学校又は特別支援学校の中学部を卒業し、直ちに高等学校等に入学しない場合には、前項第3号に規定する額と同額を給付することができる。この場合において、同号の規定による支援金は、給付しない。

(申請手続)

第6条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 要支援児童等の入学又は卒業を証明する書類
- (2) 第4条第1号に掲げる者にあつては、申請者本人の住民票、市税の納税証明書及び児童扶養手当の受給を証明する書類
- (3) 第4条第2号に掲げる者にあつては、当該申請に係る要支援児童等の入所を証明する書類
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(給付の決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上支援金の給付の可否を決定し、佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
(届出の義務)

第8条 申請者は、提出した書類の記載事項に変更があつたとき又は第4条に規定する要件に該当しなくなったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。
(給付の取消し)

第9条 教育委員会は、第7条の規定により支援金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する入学をしないこととなつたとき。
- (2) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請を行ったとき。

2 支援金の給付を受けた者は、前項の規定により決定を取り消されたときは、支援金を直ちに返還しなければならない。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付申請書

年 月 日

（申請先）佐久市教育委員会

申請者 住所
氏名
個人番号
電話番号

印

佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付要綱による支援金の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請額	円	内訳	小学校入学	50,000円×	人＝	円
			中学校入学	50,000円×	人＝	円
			高等（専門）学校入学	100,000円×	人＝	円
			高等（専門）学校卒業	200,000円×	人＝	円
			特別支援学校			
			小学部入学	50,000円×	人＝	円
			中学部入学	50,000円×	人＝	円
			高等部入学	100,000円×	人＝	円
			高等部卒業	200,000円×	人＝	円
			その他			
			円×	人＝	円	

要支援児童等	氏名	申請者との関係	生年月日	年齢	在学学校名 在学年	支援金受給事由
				歳		
				歳		
				歳		
				歳		

要支援児童等の父母	氏名	第2条に該当する状況 (該当箇所○)
父		健在・死亡・生死不明・遺棄・拘禁 施設入所・その他
母		健在・死亡・生死不明・遺棄・拘禁 施設入所・その他

振込先

金融機関	支店等名	口座の種類	口座番号	フリガナ 口座名義
		普通		
		当座		

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

佐久市教育委員会 印

佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった就学等支援金については、下記のとおり給付する（給付しない）ことに決定しましたので通知します。

記

1 給付額 円

2 支給方法

（給付しない場合はその理由）